

令和元年第12回（6月）
上越市選挙管理委員会臨時会

1 日 時 令和元年6月21日（金）午後2時

2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 2階 201会議室

3 付議事項

議案第47号 第25回参議院議員通常選挙執行に伴う選挙人名簿の登録の移替えを
選挙期日後に延期する期間について

議案第48号 第25回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所につ
いて

議案第49号 第25回参議院議員通常選挙における不在者投票の事務を取り扱う
場所について

議案第50号 第25回参議院議員通常選挙における在外選挙人が国内において行う
不在者投票の事務を取り扱う場所について

議案第51号 第25回参議院議員通常選挙における期日前投票所を設ける場所につ
いて

議案第52号 第25回参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を設ける
場所について

議案第53号 第25回参議院議員通常選挙における期日前投票所のうち開設日の指
定及び開閉時間の変更を行う期日前投票所について

議案第54号 第25回参議院議員通常選挙における期日前投票の順序について

議案第55号 第25回参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を設ける場所
について

議案第56号 第25回参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の変更につ
いて

議案第57号 第25回参議院議員通常選挙における投票の順序について

議案第58号 第25回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務
代理者の選任について

議案第59号 第25回参議院議員通常選挙における開票を行う場所及び日時につ
いて

議案第60号 第25回参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行う
場所及び日時の指定について

議案第61号 第25回参議院議員通常選挙における開票所の参観人の数について

議案第62号 第25回参議院議員通常選挙における開票の順序について

- 議案第 63 号 第 25 回参議院議員通常選挙における氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時指定について
- 議案第 64 号 第 25 回参議院議員通常選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について
- 議案第 65 号 第 25 回参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第 66 号 第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

4 協議事項

- 協議 1 第 25 回参議院議員通常選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について
- 協議 2 第 25 回参議院議員通常選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票会場の秩序維持の依頼について
- 協議 3 第 25 回参議院議員通常選挙における入場券の様式等について
- 協議 4 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民への周知について
- 協議 5 第 25 回参議院議員通常選挙における開票計画について
- 協議 6 第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について
- 協議 7 第 25 回参議院議員通常選挙における選挙公報の配布について

5 報告事項

- 報告 1 専決処分した内容について

6 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会の開催等について

平成 30 年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会会長賞

「変わるかも 私たちの未来 その一票で」 里公小学校 5 年 永井 倅乃 さん

議案第 47 号 第 25 回参議院議員通常選挙執行に伴う選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間について

第 25 回参議院議員通常選挙執行における公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間を次のとおり定める。

- 1 選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間
令和元年 6 月 22 日から選挙期日まで
*6 月 22 日から入場券作成作業開始

(6 月 21 日告示予定)

議案第 48 号 第 25 回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 144 条の 2 の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

- 1 ポスター掲示場の設置場所
別紙 1 のとおり(1,041 か所)

(設置完了後直ちに告示予定)

議案第 49 号 第 25 回参議院議員通常選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所 別紙 2 のとおり

(7 月 3 日告示予定)

議案第 50 号 第 25 回参議院議員通常選挙における在外選挙人が国内において行う不在者投票の事務を取り扱う場所について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 の規定による在外選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票の事務を取り扱う場所について、次のとおり定める。

- 1 在外選挙人が行う不在者投票の事務を取り扱う場所
上越市市民プラザ不在者投票記載場所

(7 月 3 日告示予定)

議案第 51 号 第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票所を設ける場所について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 1 項の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所 別紙 3 のとおり

(7 月 4 日告示予定)

議案第 52 号 第 25 回参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を設ける場所について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定による在外選挙人名簿に登録されている選挙人の期日前投票所を設ける場所について、次のとおり定める。

- 1 在外選挙人の期日前投票所 上越市市民プラザ期日前投票所

(7 月 4 日告示予定)

議案第 53 号 第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票所のうち開設日を指定及び開閉時間を変更する期日前投票所について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される同法第 39 条及び第 40 条第 1 項の規定により、期日前投票所の開設日を指定及び開閉時刻を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所 別紙 4 のとおり

(7 月 4 日告示予定)

議案第 54 号 第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票の順序について

第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票の順序を次のとおり定める

- 1 投票の順序 ① 新潟県選出議員選挙 ② 比例代表選出議員選挙 の順とする。

(7 月 4 日告示予定)

議案第 55 号 第 25 回参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所 別紙 5 のとおり

(7 月 4 日告示予定)

議案第 56 号 第 25 回参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

第 25 回参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所 別紙 6 のとおり

(7 月 4 日告示予定)

議案第 57 号 第 25 回参議院議員通常選挙における投票の順序について

第 25 回参議院議員通常選挙における投票の順序を次のとおり定める

- 1 投票の順序 ① 新潟県選出議員選挙 ② 比例代表選出議員選挙 の順とする。

(7 月 4 日告示予定)

議案第 58 号 第 25 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

第 25 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年法律第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 7 のとおり選任する。

(7 月 4 日告示予定)

※ 投票所の投票管理者は、上越市の課長級又は副課長級職員の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により課長級又は副課長級職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者も同様の取り扱いとする。

議案第 59 号 第 25 回参議院議員通常選挙における開票を行う場所及び日時について

第 25 回参議院議員通常選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 63 条及び第 64 条の規定により、上越市開票区の開票場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2
リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム
日 時 令和元年 7 月 21 日（日）午後 9 時

（7 月 4 日告示予定）

議案第 60 号 第 25 回参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

第 25 回参議院議員通常選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定により、上越市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 新潟県選出議員選挙の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 1 庁舎 3 階 302 会議室
日 時 令和元年 7 月 18 日（木）午後 5 時 30 分

2 比例代表選出議員選挙の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和元年 7 月 18 日（木）午後 5 時 30 分

（7 月 4 日告示予定）

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、開票立会人が 3 人に満たない場合は、選挙管理委員会委員から選任する。

議案第 61 号 第 25 回参議院議員通常選挙における開票所の参観人の数について

第 25 回参議院議員通常選挙における上越市投票区開票所の開票の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

- 1 開票の参観人の数 先着順 250 人以内

(7 月 4 日告示予定)

議案第 62 号 第 25 回参議院議員通常選挙における開票の順序について

第 25 回参議院議員通常選挙における上越市開票区の開票の順序を次のとおり定める。

- 1 開票の順序 ① 新潟県選出議員選挙 ② 比例代表選出議員選挙 は同時に開始する。

(7 月 4 日告示予定)

議案第 63 号 第 25 回参議院議員通常選挙における氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

第 25 回参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- 1 候補者氏名等の掲示の掲載順序のくじを行う場所及び日時

場 所 上越市役所木田庁舎 4 階 401 会議室

日 時 令和元年 7 月 4 日（木） 午後 5 時 30 分

(7 月 4 日告示予定)

※ くじは立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 64 号 第 25 回参議院議員通常選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

第 25 回参議院議員通常選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(7 月 4 日告示予定)

議案第 65 号 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について

第 25 回参議院議員通常選挙における上越市開票区の開票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により次のとおり選任する。

1 新潟県選出議員選挙

開票管理者	上越市大字青野 2795 番地 1	渡 邊 隆 雄
同職務代理者	上越市柿崎区三ツ屋浜 183 番地	小 関 信 夫

2 比例代表選出議員選挙

開票管理者	上越市南高田町 4 番 11 号	池 田 明
同職務代理者	上越市春日山町 3 丁目 16 番 43 号	西 山 耕 一

(7 月 4 日告示予定)

議案第 66 号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

第 25 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 8 のとおり選任する。

（7 月 4 日告示予定）

※ 期日前投票所の投票管理者は、上越市の課長級又は副課長級職員の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により課長級又は副課長級職員を充てるのが困難な場合は、それ以外の者を選任する。なお、期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所の不在者投票管理者も兼ねるものとする。また、同職務代理者も同様の取り扱いとする。

協議1 第25回参議院議員通常選挙における電力会社に対する投票所及び開票会場の送電確保の依頼について

第25回参議院議員通常選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所、開票会場及び木田庁舎が停電しないよう次のとおり電力会社へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和元年6月25日(火)
- 2 要 請 先 東北電力(株) 上越営業所及び糸魚川営業所

協議2 第25回参議院議員通常選挙における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票会場の秩序維持の依頼について

第25回参議院議員通常選挙における投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び開票会場の秩序維持を次のとおり管内警察署へ要請してよいか協議する。

- 1 要 請 日 令和元年6月25日(火)
- 2 要 請 先 上越警察署及び妙高警察署

協議3 第25回参議院議員通常選挙における入場券の様式等について

第25回参議院議員通常選挙における投票所入場券を白色の用紙に緑色と赤色のインクで印刷するとともに、次のとおり印刷・発送することとしてよいか協議する。

- | | | | |
|---|-------|-------|---------------------|
| 1 | 印刷・発送 | 印 刷 | 令和元年6月24日(月)～25日(火) |
| | | 郵便局引渡 | 令和元年6月29日(土) |
| | | | 約76,500通予定 |
| | | 配 達 | 令和元年7月1日(月)～7月3日(水) |

協議 4 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民への周知について

第 25 回参議院議員通常選挙における投票所のうち、直近の選挙から投票所が変更となる関係住民に対し、次のとおり変更内容を周知するとともに、投票参加を呼び掛けてよいか協議する。

1 対 象

投票区		投票所		関係行政区
		今回（参議選）	前回（県議選）	
合併前上越	第 25	三郷小学校	三郷保育園	下四ッ屋、西松野木、長者町、天野原新田、本長者原、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、下稲塚、桜町
合併前上越	第 26	戸野目小学校	戸野目保育園	四ヶ所、西市野口、戸野目古新田、門田新田、戸野目、桐原、本道、下野田、長面、上野田、下池部、上池部、平成町
柿崎区	第 3	上下浜小学校	柿崎地区公民館川西分館	三ツ屋浜、上下浜、坂田新田
頸城区	第 7	玄僧公民館	大蒲生田公民館	大蒲生田、玄僧

協議 5 参議院議員通常選挙における開票計画等について

第 25 回参議院議員通常選挙における開票を正確かつ公正に行うため、次のとおり開票計画を取りまとめ関係事務を進めることとしてよいか協議する。

1 開票計画 別紙 9 のとおり

開票開始時刻 午後 9 時 (前回午後 9 時)

開票終了時刻

新潟県選出議員選挙 午前 0 時 20 分 (前回午前 0 時 5 分)

比例代表選出議員選挙 午前 1 時 30 分 (前回午前 1 時 5 分)

2 会場配置 別紙 10 のとおり

3 報道発表等に関する基本的事項 別紙 11 のとおり

協議 6 参議院議員通常選挙における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

第 25 回参議院議員通常選挙の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を次のとおり取りまとめ関係事務を進めてよいか協議する。

- 1 関係事務要領 別紙 12 のとおり

協議 7 参議院議員通常選挙における選挙公報の配布について

第 25 回参議院議員通常選挙における選挙公報について、次のとおり配布してよいか協議する。

- 1 配布部数 77,000 部
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ 1 部配布（町内会未加入世帯へは郵送）
- 3 配布期限 令和元年 7 月 19 日（金）
※各町内会への発送は 7 月 10 日（水）～7 月 11 日（木）
→ 県からは 7 月 9 日（火）に当市へ配達され、同日中に運送業者が仕分け作業を行う。
- 4 依頼文書 別紙 13 のとおり

報告 1 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
40	令和元年6月3日	各種請求を行うに必要な連署者数について
41	同 上	市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
42	令和元年6月19日	令和元年第 12 回（6 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について